

令和5年度福島県入札制度等監視委員会の意見聴取について

第1 入札・契約制度に関する課題

聴取団体：一般社団法人福島県建設業協会

1 入札・契約制度全般について

県の入札・契約制度全般について、協会として、日頃感じていることや課題と捉えていることについて伺います。

(1) 企業の地域貢献度や技術力に対する適切な評価について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（令和元年度改正）においては、「地域の守り手」の育成について以下の基本理念が示されております。（第3条第7項）

公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

入札制度は、この基本理念に基づき、常日頃より社会資本の維持管理や災害対応に尽力し、技術力を高めている建設業者に対し積極的に参加機会を与えることで、「公共工事の品質確保の担い手」の育成・確保を図るものでなくてはなりません。

われわれ福島県建設業協会の会員企業は、「地域の守り手」としての誇りやプライドを持ち、県民生活の確保に不可欠な国・県・市町村管理施設の維持管理、災害対応に務めながら、ふくしま ME などの技術者育成、ICT技術の活用などの技術力の向上に日々努めております。

地方自治体の入札制度においては、施設管理や公共調達を円滑化するため、自治体自身が管理する施設の維持管理や災害対応の実績を評価対象とするのが一般的ですが、福島県の入札制度では、県施設の維持管理や災害対応の実績と国・市町村施設に関する実績の差別化が十分ではないため、県施設の維持管理等を担う企業が自らが管理する施設目の前の工事を落札できず、存続が危ぶまれる状況が生じており、将来県管理施設の管理に支障が及ぶ状況も懸念される所です。また、指名競争入札では格付け等級を考慮しない指名選定が行われるなど、企業の技術力に対する評価も十分ではありません。県施設の維持管理等に対する貢献度や技術力を十分に評価し、福島県の施設管理や公共調達の円滑化を図ることのできる入札制度にすべきです。

また、「福島県建設工事等請負有資格業者名簿」における等級（格付け）は長期間見直されておらず、ランクごとの企業数に著しい偏りが生じており、格付けの意義が希薄となるとともに、大幅に増加している A ランクの企業間では実力に大きな隔たりがある企業同士の過当競争が生じる一方で、数が減少している B ランク以下においては競争性が損なわれるなどの弊害が生じており、格付けにふさわしい適切な見直しが必要であると考えております。

以上より、品質法の基本理念に基づき、福島県が行う公共工事の品質確保の担い手を育成し、将来にわたり県民の安全・安心が確保できるよう、以下の通り要望します。

- 1 福島県の入札制度や企業の格付けにおいては、地域の守り手として県施設の維持管理業務や災害対応を担い、日頃から災害への備えや技術力研鑽に努めている企業の適正な評価に努めていただきたい。
- 2 現在の福島県の建設工事等請負有資格業者名簿における格付け等級では、Aランクの企業数が震災前より大幅に増加し、Bランク以下の企業数が減少するなどランクごとの企業数に著しい偏りが生じ、公正な競争環境を阻害しかねない状況となっているため、早急に格付けを見直していただきたい。
- 3 地元企業が不在、あるいは少ない地域においては、地域の安全・安心を担う地元建設業の存続が必要不可欠であり、今後、担い手確保がさらに深刻化することも踏まえ、競争性を重視するだけではなく、地元企業が安定的に経営できる透明性のある入札制度にしていただきたい。

(2) 建設企業の働き方改革の推進や適正利潤の確保について

地域の建設企業が「給料が良い、休暇が取れる、希望が持てる」新3Kを実現させ、担い手を確保し、安定的な経営を可能にしていくには、設計額の引き上げや施工時期の平準化を一層促進していく必要があります、以下のとおり要望いたします。

- 4 適正利潤の確保を規定した品確法に基づき、国の改定状況を踏まえつつ、最低制限価格、低入札の失格基準、調査基準価格を引き上げていただきたい。
- 5 働き方改革の推進や適正利潤の確保の観点から、これまで以上に入札時期の集中を緩和し、発注時期や工事施工時期の平準化に努めていただきたい。

(3) 入札手続きの改善について

今年度から、標準型、簡易型、特別簡易型における質問書の受付期間が従来の5日から6日に延長され、橋りょう上部工事やトンネル工事など多数の質問が予想される工事は質問期間が延長されることになりました。

一方で、来年度からの罰則付き時間外労働規制の本格適用に伴い、工事の見積書を作成するための超過勤務についても厳しく抑制しなければならず、質問書受付期間のさらなる延長が必要です。

また、現在入札公告時に公表している見積単価内訳書はエクセル及びPDF形式いずれかの様式となっていますが、会社によって異なる積算ソフトに適合させるためのデータの変換に手間がかかり、積算が長時間化する要因となっています。

よって、以下の通り要望いたします。

- 6 罰則付き時間外労働規制の適用に対応し、超過勤務を抑制するため、標準型及び簡易型などの大規模な工事や、工種が複雑な工事においては、公告から質問書提出までの期間を10日程度確保していただきたい。
- 7 入札公告時に公表する見積単価内訳書については、積算に必要なデータ変換等に要する労力を低減するため、エクセルとPDF形式の両方での公表をお願いしたい。

2 総合評価方式について

県の総合評価方式について、評価項目や配点、評価基準等について、意見がありましたら伺います。

(1) 維持補修業務や災害対応に係る評価方法について

当協会では、県施設の管理は高い技術力や機動力を必要とし、業務の負担が大きいことから、災害時の出勤実績や災害応援協定締結、除雪、維持補修業務の実績評価については会員企業だけでなくすべての企業を対象に、県施設の実績のみを評価するよう訴えてまいりました。

県ではこの意見を踏まえ、今年度より県施設の維持補修等の実績に対し0.25点から0.5点加点を上乘せしていただいておりますが、市町村施設の管理実績のみを有する企業は参入しやすくなる一方で、県施設の管理を担っている企業の落札機会が減少するという不公平が生じている問題は、この点数差では十分に解消できません。このため、県施設の管理を担う企業が引き続きその重責を担っていただけるよう、評価方法の更なる見直しをお願いします。

また、維持管理や災害対応の実績評価を発注箇所と同一市町村の実績に限定する、あるいは除雪と維持補修の実績を別々に評価するなど、企業の地域貢献度をきめ細かく評価するよう見直しをお願いします。

加えて、建築工事を主体としている企業は、土木工事が主体の企業と比べ災害時の出勤実績を上げにくいことから、建築物に関する災害時の出勤実績の対象をより広げていただくようお願いします。

1 災害時の出勤実績または災害応援協定締結、並びに除雪、維持補修業務の実績の評価については、市町村施設に比べ業務の負担が大きく、高い技術力や機動力を必要とする県施設の管理を担っている企業の努力を正しく評価し、それらの企業の存続が図れるよう県施設の実績のみを評価していただきたい。

また、国や市町村施設の実績を評価する場合であっても、県施設の実績との点数差を現在の0.25～0.5点から1～2点程度に拡大し、県施設の管理業務を担う企業が安定的に工事を受注できるようにしていただきたい。

2 特別簡易型及び地域密着型方式による一般土木及び舗装工事の入札においては、企業の地域貢献度をよりきめ細かく評価するため、「災害時出勤実績または災害応援協定締結」及び「除雪・維持補修業務の実績」の評価を、発注箇所と同一市町村における実績等（支店の実績等を含む）のみを対象にしていきたい。

3 現在選択項目となっている、「災害時出勤実績または災害応援協定締結」及び「除雪・維持補修業務の実績」については必須項目とし、これらの項目の評価ウエイトを高くするとともに、除雪と維持補修を別々に評価するなど企業の地域貢献度をきめ細かく評価していただきたい。

- 4 現在は除雪と維持補修業務をどちらも直前5年度の間受注している企業について高く評価しているが、除雪と維持補修業務のどちらか一方を5年度連続で受注している企業についても評価区分を設け、過去3年間に1件以上の実績のある企業と比べより高く評価していただきたい。
- 5 国・県・市町村からの要請による災害時の公共建築物の点検や応急対策、応急危険度判定作業への従業員派遣などを災害時の出勤実績として認めていただきたい。

(2) 災害協定に対する評価方法について

県と災害応援協定を締結している企業は、資材の備蓄や緊急時の体制整備等、常に災害に備えています。災害時の初動対応は維持補修業務に携わっている企業が行うことが多く、それ以外の企業は災害時出勤の実績を上げにくい状況にありますので、災害時応援協定締結の評価を引き上げていただきたい。

また、今年9月の台風13号に伴う集中豪雨のように、近年の災害は広域化や激甚化がさらに著しくなっており、当協会では「大規模災害における応急対策業務の広域的な支援に関する協定」に基づく災害対応が必要になった場合の備えとして、情報連絡網の整備や応急対策に必要な資材の備蓄などに取り組んでおりますので、一般的な災害協定とは別に、広域支援協定を締結している企業について評価していただきますようお願いします。

昨年暮れに県北地区、相双地区で連続して発生した鳥インフルエンザに対し、私たち建設業協会は総力を挙げて防疫対策に取り組んだ結果、概ね72時間以内に対応を完了し被害の拡大を防止することができました。しかし、この作業は時間的制約や身体的負担が多く想像以上に厳しいものであり、会員企業に大きな負担を強いるものでした。隣県の宮城県では今年度から家畜伝染病に係る防疫対策に関する協定を締結している企業について、通常の災害協定とは別に総合評価による加点を行っており、本県においても宮城県と同様な評価をお願いします。

加えて、BCPを策定し災害応援協定や防疫協定に備えている企業への評価をお願いします。

- 6 災害時応援協定締結企業は協定に基づき緊急時の連絡体制や災害支援物資の備蓄など、常に災害に備えていることから、災害時応援協定締結の評価点を災害時出勤実績と同等の1.25～2.5点に引き上げていただきたい。
- 7 福島県と「大規模災害における応急対策業務の広域的な支援に関する協定」を締結し、平常時から大規模災害時の県内全域にわたる広域支援に備えている企業については一般的な災害応援協定締結とは別に評価、もしくは加点の上乗せを行っていただきたい。
- 8 福島県と「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」を締結し、平常時から家畜伝染病の防疫対策業務に備えている企業については一般的な災害応援協定締結とは別に評価、もしくは加点の上乗せを行っていただきたい。

- 9 県との災害応援協定や防疫協定などに基づいて活動する企業は日頃からBCP（事業継続計画）に基づき常に対応ができるように備えており、BCP策定企業の加点評価をしていただきたい。

（3）企業・配置予定技術者の技術力に対する評価

維持管理・補修業務の増大に伴い、これらの業務に携わる技術者の育成を目的に、産学官連携により運営している国認定の民間技術資格であるふくしまME（メンテナンス・エキスパート）は、認定開始から8年目を迎え、登竜門である基礎コース770名、高度な技術を求める上級資格である保全・防災コースは計157名の合格者を数え、県内のインフラメンテナンスを支える存在となっています。基礎コースについては会員企業238社中109社に合格者が在籍している状況で、現在は未在籍企業への基礎コース受講や基礎コース合格者への上級コース受講を呼びかけております。

この資格を有する技術者の在籍状況は、企業の技術力を示す指標として重要ですが、現在の総合評価制度においては標準型、簡易型に限定し、ME基礎・上級コースの区分なく加点されておりますが、未在籍企業の資格取得意欲を高めるため特別簡易型と地域密着型についてもME技術者在籍企業に加点を行うとともに、標準型と簡易型については、上級コースの取得意欲が高まるよう上級コース資格取得者在籍企業の加点を上乗せするなど、建設企業全体の技術力の底上げが図れるよう、企業及び配置技術者への加点方法を見直していただくようお願いします。

現在の企業の工事成績の評価は、評価対象期間における直近の工事成績のみを対象にしておりますが、工事成績は単純なしゅんせつ工事など加点が得にくい工事もあり、工事の種類により有利不利が生じるため、直近の工事成績だけで企業の技術力を判断するのは好ましくありません。ある程度の期間の工事成績を勘案し加点する方式への見直しをお願いします。

配置予定技術者については、過去5年以内に80点以上の成績評定を得ていることが加点の条件となっておりますが、工事同様に評定点数に段階を設けて加点評価し、配置予定技術者の技術力をきめ細かく評価していただくようお願いします。また、同種類似工事の条件が厳しいため、若手技術者の登用を図る観点からも条件の緩和をお願いします。

- 10 社会資本の適切な維持補修や更新を担う技術者である「ふくしまME」は、認定開始後8年を経過し県内業界にしっかりと定着しており、さらにその普及を進め県内企業の技術力の底上げを図る観点から、特別簡易型と地域密着型にも加点を適用していただきたい。

また、上位資格であるME保全コース、ME防災コースの資格保有者は高度な知識を有しており、その数も一定数に達したことから、標準型と簡易型においては、上位資格者在籍企業に対し加点を上乗せするなどME基礎コースとの差別化を図ることで、上位資格の取得意欲を高めていただきたい。

加えて、ME保全コースやME防災コース資格保有者を配置予定技術者とした場合についても加点対象としていただきたい。

- 1 1 企業の工事成績に対する評価は、不良・不適格業者を排除するためにも、現在の評価対象期間における直近の工事成績評定ではなく、経営事項審査のデータや過去数年間における工事成績の平均値を用いるなど、企業の技術力を適正に評価する方法に改めていただきたい。
- 1 2 配置予定技術者の技術力を的確に評価に反映するため、工事成績評定の区分を「企業の技術力」における工事成績と同様に、85点以上、80点以上85点未満、75点以上80点未満の3段階に細分化していただきたい。
- 1 3 配置技術者の評価基準における「同種類似工事」の条件が、職種により厳しすぎるので、若手技術者の登用を図るためにも必要に応じ条件を緩和していただきたい。

(4) 入札参加者の所在地や本支店の取り扱いについて

より地域に根差した企業の安定経営の確保を図るため、工事施工個所と同一の市町村、及び同一の土木事務所管内に本店・準本店のある企業をより優遇していただくようお願いします。

また、最近の企業合併の進展や営業範囲の広域化は、本店、準本店及び支店間の競争の激化をもたらし、施設の維持管理体制にも影響を与えているため、落札状況等を注視しながら、本店、準本店及び支店の取り扱いについては今後とも不断の見直しを行っていただくようお願いします。

加えて、支店や営業所の場所により総合評価での加点が変わることから、支店や営業所に建設業法に定める専任技術者が常勤しているかどうか、必要に応じ確認を行うとともに、常勤が認められない場合は虚異申請として、建設業法に基づき厳正に対処していただくようお願いします。

- 1 4 復旧復興の進展に伴う建設投資の冷え込みの中で地域に根差した企業の安定経営確保を図るため、特別簡易型と地域密着型については、同一市町村及び同一土木事務所管内における本店・準本店の評価点を上乘せし、他地域に拠点を持つ企業との差別化を図っていただきたい。
- 1 5 「入札参加者の所在地」に対する評価については、昨年度から本店・準本店・支店等別により配点に差別化がなされているところであるが、委任の有無による支店・営業所配点が差別化されていないなどの課題も多く存在するため、本店を優先評価する基本的な考え方の下、制度見直しの効果を様々な観点からしっかりと検証のうえ、今後とも不断の見直しを行っていただきたい。
- 1 6 「入札参加の所在地」の評価対象となる支店、営業所については、建設業法で定める専任技術者の常勤がなされているか確認を行うとともに、常勤が認められない場合は虚異申請として建設業法に基づき厳正に対処していただきたい。

5) その他

(1)～(4)の他に、より良い総合評価制度に向けて、以下の通り要望します。

17 現在の総合評価種別区分が設定されてから10年以上が経過し、この間設計労務単価や資材単価の上昇に伴い工事単価は著しく上昇していることを踏まえ、総合評価種別ごとの上限金額の引き上げをお願いしたい。また、地域に密着した企業の育成のため、地域密着型の上限金額を3千万円未満から5千万円未満に引き上げていただきたい。

18 安全管理の項目については、国等が実施する安全管理表彰受賞が加点対象となっているが、国以外の団体が実施する表彰の受賞や、安全教育に関するCPD取得等も評価対象に加えるなど、企業の安全管理の意欲をきめ細かく評価していただきたい。また、建築工事の安全管理には土木等工事との施工体制の違いもあり特有の技術と経験を要するため、建築工事については建築工事の安全管理表彰のみを対象としていただきたい。

19 平成20年度から始まった「福島県建設業新分野進出企業認定制度」は、震災前の建設需要の急激な冷え込みに伴う余剰労働力の雇用確保促進を目的としたものであり、建設需要が安定化する一方で人手不足が深刻化し、担い手確保が急務である現在の建設業の状況とは大きく乖離しているため、加点点評価の対象から外していただきたい。

3 地域の守り手育成方式について

地域の守り手育成方式の運用について、課題と捉えていることや意見について伺います。

【課題】

地域の守り手育成方式の課題は、当協会が以前から指摘しているとおおり、以下の3点であり、早急な制度改正による課題の解決を望みます。

(1) 県施設の維持補修及び災害対応実績のない企業の入札参加

この制度は、県施設の維持補修や災害対応を担う中小規模の「地域の守り手」企業が、総合評価制度における持ち点の固定化により工事を受注できず存続が危ぶまれている現状を踏まえ、このような企業が安定的に受注できるよう、建設業界として指名競争入札制度の復活を求めたことにより創設された制度であると認識しております。

しかし、入札参加資格要件である公共施設の維持補修や災害対応の実績として、県施設以外に国や市町村施設の実績も認めていることで、県施設の実績がある企業が落札できず、県施設の維持補修等の実績や工事の受注実績のない企業が低価格で落札するケースが多く見受けられ、県に対する貢献への評価は軽視され、今や「地域の守り手育成方式」ではなく「新規参入推進型方式」とも呼ぶべき制度になっております。

今年度より、実績・経験、地域貢献の2点が選考基準に加えられたところではありますが、選考基準は非公表であり選考の実態が不透明なまま、依然として市町村施設の実績しかない企業が入札に参加し、落札する工事が引き続き散見されております。

このことは、これまで当協会が指摘してきたとおおり、本来育成されるべき、高度な技術と使命感を持って県施設の維持補修等に携わってきた企業を弱体化させる一方で、これまで県施設の維持補修等の経験のない企業が、この制度で工事を落札したとしても、今後県施設の維持管理を担っていく保証もないことから、このままでは県施設の維持管理体制が崩壊しかねない危険性をはらんでおり、早急な解決を求めます。

(2) 入札参加可能な格付け等級の未設定

本来、入札制度においては、格付け等級は企業の技術力を評価する重要な指標として、入札方式を問わず一体的に運用される必要があります。このため、条件付き一般競争入札（総合評価方式を含む）においては、工事規模により参加可能な格付け等級を定め、技術力の低い企業が高度な技術を必要とする工事を落札することがないようにしています。

しかし、現在の地域の守り手育成方式では、格付け等級による参加資格の縛りがないため、技術力の低い企業が落札することで工事品質の低下が懸念されますので、条件付き一般競争入札と同様に格付け等級の縛りを設けるべきと考えます。

(3) 内申企業数、指名企業数が多い

県内の建設企業数は方部によって大きく差があり、喜多方や南会津地域は非常に

企業数が少ない状況にあり、現在の内申12社以上、指名9社以上では地域の守り手育成方式が成り立ちません。今年度より特例として内申9社以上、指名7社以上に減ずることが可能となりましたが、根本的な解決になっていません。

「指名7社以上」の規定は、平成18年以前に適用されていた指名競争入札実施要領における、「指名数はできるだけ7社以上とする」とした規定を参考にしたものであり、事業者数が大幅に減少している現状に合っていない。

地域の守り手を育てる制度において、廃止された過去の規定に縛られ工事施工箇所から離れている企業や技術力に不安のある企業を指名し数合わせを行うべきではありません。「地域の守り手育成方式」の本来の意義に立ち返り、内申企業数と指名企業数を見直す必要があります。

【意見】

以上の課題を踏まえ、以下の通り要望いたします。

- 1 現在の試行要領においては、国・県・市町村いずれかの災害対応や維持補修業務等の実績があることが資格要件となっているが、業務の負担が大きく高い技術力を要する県管理施設に係る除雪作業、災害対応、維持補修業務に資格要件を限定していただきたい。

また、資格要件を限定しないとしても、県管理施設に係る災害対応や維持補修業務等を担っている企業、特に工事発注箇所と同一市町村において業務を担っている企業が優先的に受注できる制度としていただきたい。

- 2 試行要領においては、設計金額にかかわらず全ての格付け等級の企業が選定可能となっているが、品質確保の観点から条件付一般競争入札と同様に金額に応じ参加可能な格付け等級を定めるなど、明確な参加資格の設定をお願いしたい。
- 3 企業の少ない地域ほど、この制度を活用した「地域の守り手」育成が求められていることを踏まえ、内申企業数の下限を地域の実態に応じて5社程度までに引き下げ、県内全域での制度活用を可能としていただきたい。その他の地域にあっても地域性や技術的適性を配慮した適切な企業選定が可能となるよう、内申企業数や指名企業数を柔軟に設定できるようにしていただきたい。
- 4 工事対象建物の施工実績に配慮し、改修工事や修繕工事に必ず選考していただきたい。
- 5 選考理由を明確化するため、現在非公表となっている内申及び指名企業の選考基準の運用方法については、透明性確保の視点から公表としていただきたい。
- 6 制度全般における福島県建設業協会の要望を反映したうえで、地域の守り手育成方式の適用範囲を土木・農林水産部以外の他部局に拡大するとともに、金額体を3千万円未満から5千万円未満に引き上げていただきたい。

第2 建設業界を取り巻く社会情勢や課題について

1 技能労働者の処遇改善について

技能労働者の処遇改善として、適切な賃金水準の確保が求められている中、労働者の賃金向上に向けどのように取り組んでいるか伺います。

建設業界においては、技能労働者の不足による作業効率の低下が大きな問題となっており、技能労働者の担い手確保は建設業全体の重要課題と捉えております。

担い手確保のためには、何よりも技能労働者の処遇改善が重要であり、国としても建設業キャリアアップシステム（CCUS）の導入により技能や経験に応じた賃金支払へと誘導を図るとともに、11年連続となる設計労務単価の引き上げを行っているところですが、建設業協会といたしましても、下請けに対して不当に安い単価での取引を求めるような行為を厳に慎み、適正な下請け発注を行うよう指導徹底を図っているところであり、また、CCUSへの登録も積極的に進めており、登録率は県全体で69%に達するなど、全国トップレベルの登録率となっております。

しかし、現在の技能労働者の賃金はいまだ他の産業と比べ低い現状であり、今後現場の週休2日の取り組みが浸透すれば、技能労働者の実質収入が下がる恐れもあることから、建設業協会としては国との意見交換等において、さらなる設計労務単価の引き上げを求めているところであり、福島県におかれましても、このような建設業界の取り組みと連携し、賃金水準の向上に向け国に働きかけをお願いします。

また、賃金の向上だけでなく、技術の伝承も大きな課題です。他県では廃校を利用した職業訓練などが県の主導により行われており、本県においても同様な取り組みを推進するなど、あらゆる面から技能労働者の担い手確保に向けた支援をお願いします。

2 頻発・激甚化する自然災害等への対応について

近年、気象状況の変化により、自然災害が頻発かつ激甚化する状況にあります、災害時に対する対応への取り組みについて伺います。

災害時の対応については、平成8年に各建設事務所長と締結した「災害時における応急対策業務の支援に関する協定」に基づき、長年、会員企業が福島県管理施設の早期復旧に昼夜を問わず努力しております。

さらに近年、災害が頻発化・激甚化していることから、令和4年に土木部長と「災害時における応急対策業務の広域的な支援に関する協定」を新たに締結し、支部の範疇を超えた相互支援により大規模災害に対応する新たな仕組みを構築いたしました。その後も、資材の備蓄方法や指示命令系統等を当協会BCP（事業継続計画）に定め、今年度からはラインワークスによる緊急時連絡体制を整備するなど、よりスピーディな災害対応が可能となるよう努めております。

また、当協会では今年5月に災害対策基本法に基づく「指定地方公共機関」として福島県の指定を受けました。このことは、災害対応に長年尽力してきた会員企業の成果であり、当協会の地域の守り手としての公共性や、社会的役割が認知されたものと考えております。

そのほかにも、令和4年に伊達市及び飯館村で県内初となる高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、会員企業が「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」に基づく福島県からの実施要請に応じ迅速に家禽の埋却作業等に従事し、事態の収束に大きく貢献しました。その後も各農林事務所と養鶏場の現地確認を行ったり、11月6日には、県畜産課と防疫対策上の課題について意見交換を行うなど、今後とも迅速に県の要請に応えられるよう不断の努力を続けております。

このような努力も、会員企業が健全経営により存続していけることが大前提であり、入札制度においては、このように大規模災害時の広域支援や家畜伝染病に関する協定を締結し、福島県の安全・安心を支えている企業には、一般的な災害支援協定とは差別化した加点を行うなど、適正な評価を強く望みます。

第3 コンプライアンスについて

1 コンプライアンスの取り組みについて

- ①先般の入札関連情報漏洩に伴う贈収賄事件を受け、協会として事件をどのように捉え、また、コンプライアンスにどのように取り組んでいるか伺います。

県内の建設業界は、平成18年の公共工事に絡む不祥事によって、大きく社会的信頼を失墜してしまいました。そのあと、当協会としては、猛省しながら法令遵守の徹底及び企業倫理の確立に努めてきたところであります。

そのような状況にもかかわらず、当協会の会員企業の役員や社員が公共工事に関連した事件で福島県警に逮捕される重大な不祥事が発生してしまったことは、公正で透明性の高いものであるべき入札制度を歪める行為であるとともに、建設業に対する県民からの信頼を著しく失墜させる重大な犯罪行為であり、誠に遺憾なことと受け止めております。

このことは、一会員企業の問題ではなく、当協会全体の問題と捉えており、このような事件が今後二度と発生しないよう、コンプライアンス研修を開催するなど、改めて協会の法令順守の徹底を図りました。引き続き、様々な機会を捉え、更なる法令順守の徹底及び企業倫理の確立を図り、県内建設業に対する社会的な信頼を回復できるよう努めてまいりたいと考えております。

- ②今回の不祥事を受け、県では不正防止策を取りまとめたところですが、その対策について意見等があれば伺います。

このたび、入札制度等監視委員会で取りまとめた不正防止対策は、何れも有効な対策であると感じております。

その対策の中の「再発防止策のPDCA」にありますとおり、あらゆる再発防止策もそれがしっかりと履行されなければ意味がありません。再発防止には終わりがなく、継続的かつ効果的に行われているかを検証し、必要に応じ見直すことが必要と考えます。

一方で、このような情報漏洩が起きる背景には、事業量の減少に伴う過当競争の中で、最低制限価格ぎりぎりの入札が多発している実情があります。予定価格の上限拘束性の撤廃や、企業の技術力や地域貢献度をより重視した評価制度など、入札金額以外の要素を重視した、より良い入札制度の構築を望みます。